

令和 8 年度渋川市生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金交付要領

令和 8 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化処理容器等を購入した者に対して購入した費用の一部を補助します。
内容	<p>定義</p> <p>生ごみ堆肥化処理容器等とは、一般家庭において排出される生ごみの処理を目的とした次に定めるものとする。</p> <p>(1) 生ごみ堆肥化処理容器（土壌微生物等の活動を利用して生ごみを分解するための容器をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 微生物による処理容器（EM菌という特殊な微生物を利用して生ごみを分解する密閉容器をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 電動式生ごみ処理機（生ごみを乾燥又は、微生物等の活動を利用して生ごみを分解するための電動式機器をいう。以下同じ。）</p>
補助対象者	<p>生ごみ堆肥化処理容器等を購入した次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、居住している者であること。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例（平成 2 4 年渋川市条例第 3 0 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。</p>
補助対象の基準等	<p>生ごみ堆肥化処理容器は、1 世帯につき 2 基までとし、微生物による処理容器は、1 世帯 2 基までとします。電動式生ごみ処理機は、1 世帯 1 基までとします。ただし、補助の対象となった生ごみ堆肥化処理容器等が購入後 5 年以上使用し、故障又は、破損等で使用不能になったことを市長が認めたときは、この限りではありません。</p>
補助金の額等	<p>(1) 生ごみ堆肥化処理容器を購入した場合は、購入価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、1 基当たり 3, 0 0 0 円を限度とします。</p> <p>(2) 微生物による処理容器を購入した場合は、購入価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、1 基当たり 2, 0 0 0 円を限度とします。</p> <p>(3) 電動式生ごみ処理機を購入した場合は、購入価格に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、1 基当たり 2 5, 0 0 0 円を限度とします。</p> <p>上記の額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。</p>

		<p>【補足】補助の対象となる経費は、生ごみ堆肥化処理容器等の本体の購入に要した経費（送料や代引き手数料は、除く）とします。ただし、値引き・クーポン・ポイントなどを使用した場合は、値引き後の金額を購入価格とします。</p> <p>なお、オークション、フリマアプリなどを介した売買及び中古品、転売品の購入に要した経費は補助対象外とします。</p>
	予算額	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。</p> <p>限度に達した時点で受付を終了します。</p>
交付 手 続 等	交付条件	<p>(1) 生ごみ堆肥化処理容器等の機能が常に良好な状態になるよう管理を行うこと。</p> <p>(2) 補助金の一部又は全部を補助の目的に反して使用したときは、当該補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。</p> <p>(3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員から監査の要求があったときは、その要求に応ずること。</p>
	交付申請の方法、 時期等	<p>購入後6か月以内に渋川市生ごみ堆肥化処理容器等補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>(1) 生ごみ堆肥化処理容器等の購入を証明する領収書（商品名が記入されているもの。ただし、記入がない場合は保証書の写し）又は納品書（商品名が記入されているもの）及びその代金の支払いが確認できる書類</p> <p>(2) その他市長が認める書類</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定、確定の 時期等	<p>渋川市生ごみ堆肥化処理容器等補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号）の提出があったときは、これを審査して補助金の交付又は不交付を決定することとし、渋川市生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとします。</p>
	請求の方法、支払 時期等	<p>渋川市生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金交付請求書（様式第3号）を提出してください。</p> <p>補助金の交付決定及び補助金額を確定した日から30日以内に支払います。</p>
		<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受</p>

<p>交付決定の取消し 又は補助金の返還</p>	<p>けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>渋川市生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金交付申請及び実績報告書（様式第1号） 渋川市生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金交付（不交付）決定及び確定通知書（様式第2号） 渋川市生ごみ堆肥化処理容器等購入費補助金交付請求書（様式第3号）</p>
<p>取扱担当課</p>	<p>渋川市役所環境課（本庁舎） 電話 0279-22-2114（直通） 0279-22-2111（内線1148） メールアドレス kankyou@city.shibukawa.gunma.jp</p>